

ノングルテン米粉製品認証等ロゴマーク要領

1. 目的

本要領は、日本米粉協会（東京都千代田区神田錦町 1-21。以下「協会」といいます。）の「米粉製品のノングルテン (Non-Gluten) 認証要領」（平成 29 年 12 月 20 日制定。以下「認証要領」といいます。）に基づくノングルテン (Non-Gluten) 米粉として認証された製品及び当該認証製品を使用した米粉加工製品認証に係る認証等ロゴマーク（以下「認証等ロゴマーク」といいます。）について定めるものです。

2. 認証等ロゴマークの種類及び使用範囲等

(1) ノングルテン (Non-Gluten) 米粉認証ロゴマーク

ア 認証要領に基づくノングルテン (Non-Gluten) 米粉製品認証機関（以下「認証機関」といいます。）の認証を受けた米粉（以下「ノングルテン米粉」といいます。）に関し使用することができます。

イ 使用に当たっては、「本表示は、日本産米粉製品の普及を目的とした製品サンプル検査結果に基づく表示なので、特に重度の小麦アレルギー患者は注意して利用してほしい」旨の注意喚起表示を義務とします。

(2) ノングルテン (Non-Gluten) 米粉使用品ロゴマーク

ア ノングルテン米粉を主たる原料として使用した製品の製造業者からのノングルテン米粉使用を証する書面、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）を遵守した使用について誓約する旨の書面を付した利用申請を協会が認めたものについて、使用することができます。

イ 利用者は、アの誓約に基づき、適正な使用に努めてください。

3. 認証等ロゴマークの規格

認証等ロゴマークのデザイン、ロゴ及び規格は、別紙のとおりとします。

4. 認証等ロゴマークの付与及び管理

(1) 認証機関は、ノングルテン (Non-Gluten) 米粉製品認証を行った場合には、被認証者に対して、認証ロゴマークの電子データ（イラストレータ形式 (a i ファイル) 及び画像データ (j p g : ジェイペグ)) を送付することにより付与しますので、認証要領 9 の (1) に基づき使用するとともに、その適切な管理に努めてください。

(2) また、協会は、ノングルテン (Non-Gluten) 米粉使用品ロゴマークについても、(1) と同様のデータにて付与しますので、適切な使用・管理に努めてください。